

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長 殿

総務事務次官

定額給付金事業の実施について

定額給付金事業は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて、家計に広く給付することにより、消費を増やし景気を下支えする経済効果を有するものですが、今月 27 日、当該事業に要する経費を含む国の平成 20 年度補正予算（第 2 号）が、国会における審議を経て成立しました。

定額給付金の実施については、本日付で、「定額給付金給付事業費補助金交付要綱（総行政第 18 号（平成 21 年 1 月 28 日））」及び「定額給付金給付事務費補助金交付要綱（総行政第 19 号（平成 21 年 1 月 28 日））」を通知したところですが、その施行については、下記のとおりとします。

この定額給付金事業は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施する事業に対し国が補助金（補助率：10 分の 10）を交付することによりその推進を図るものですが、事業の実施主体となる市町村におかれては、事業の趣旨を御理解いただき、事業の効果を十分に発揮するためにも、年度内の給付開始を目指し、早急に必要な補正予算を編成し、準備を進められますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内の市町村に対して、本通知の内容を速やかに御連絡いただくとともに、市町村から補助金に係る各種申請書類が提出された場合は、速やかに当省に提出いただくようお願いいたします。

記

- 1 定額給付金給付事務費補助金交付要綱については、本日施行し、地方公共団体からの補助金交付申請の受付を開始し、速やかに交付決定を行うこととする。
なお、定額給付金給付事務費交付要綱にも記載しているとおり、定額給付金給付に要する事務経費については、定額給付金給付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を受けて開始された定額給付金の事務に係るものであれば、定額給付金給付事務費補助金の対象として差し支えないものである。
- 2 定額給付金給付事業費補助金交付要綱については、現在国会において審議中の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」の成立後に施行することとする。